

府中町単独自治調査研究審議会設置規則

(設置)

第1条 府中町における単独自治の在り方に係る調査研究を行うため、府中町附属機関設置条例（令和4年条例第21号）第2条に基づく附属機関として、府中町単独自治調査研究審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、単独自治に関する事項について調査研究を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町行政に識見を有する者であつて、町長が適当と認めるもの

3 審議会には、オブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、自治体行政に識見を有する者であつて、町長が必要と認めたものとし、町長が委嘱する。

(委員等の任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、前条の規定による委嘱の日から当該諮問に係る調査研究が終了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。